

障害福祉サービス事業者における 業務継続計画（BCP）について

群馬県 健康福祉部 障害政策課 支援調整係

BCP（業務継続計画）とは何か

- BCP：Business Continuity Plan
（業務継続計画）
- 大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、**重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させる**ための方針、体制、手順等を示した計画のことを**業務継続計画（BCP）**と呼ぶ

出典：「障害福祉サービス事業者におけるBCP新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続計画ガイドライン」
（厚生労働省社会・援護局傷害保険福祉部（2021.3））

なぜ、障害福祉サービス事業所等にBCPが必要か

障害福祉サービス事業所等では、感染症が拡大した場合、一般に「利用者・職員への感染リスク」「感染予防の物資の不足」が、自然災害が発生した場合、「建物設備の損壊」「社会インフラの停止」「災害時対応業務の発生による人手不足」などにより、利用者へのサービス提供が困難になると考えられます。

一方、利用者の多くは日常生活・健康管理、さらには生命維持の大部分を障害福祉サービスに依存しており、サービス提供が困難になることは、利用者の生活・健康・生命の支障に直結します。

これらのことから、他の業種よりも障害福祉サービス等はサービス提供の維持・継続の必要性が高く、危機的状況においても事業所として適切な対応ができるように、あらかじめBCPを策定・運用することが極めて重要となります。



障害福祉サービス事業者に求められる役割

- (1) 利用者の安全確保
- (2) 障害福祉サービスの継続
- (3) 職員の安全確保
- (4) 地域への貢献

障害福祉サービス事業者に求められる役割

(1) 利用者の安全確保

障害福祉サービスの利用者の中には、相対的に体力が弱い障害者もいます。いったん集団感染、自然災害が発生した場合、深刻な人的被害が生じる危険性があるため「利用者の安全を確保」することが最大の役割。

そのため「**利用者の安全を守るための対策**」が何よりも重要。

障害福祉サービス事業者に求められる役割

(2) 障害福祉サービスの継続

障害福祉サービス事業者は、利用者の健康・身体・生命を守るための必要不可欠な責任を担っている。

入所・入居系サービスは利用者に対して「生活の場」を提供しているため、サービスの提供を中断することは適切でなく、最低限のサービスを提供し続けることが必要。

また、通所系・訪問系サービスにおいても、極力業務を継続できるよう努め、万一業務の縮小や事業所の閉鎖を余儀なくされる場合でも、利用者への影響を極力抑えるような事前の検討が肝要。

障害福祉サービス事業者に求められる役割

(3) 職員の安全確保

感染拡大時の業務継続は職員の感染リスクが高く、自然災害発生時や復旧において業務継続を図ることは、長時間勤務や精神的打撃など職員の労働環境が過酷になることが懸念。

したがって、労働契約法第5条（使用者の安全配慮義務）の観点から、**職員の過重労働やメンタルヘルス対応への適切な措置を講じることが使用者の責務。**

障害福祉サービス事業者に求められる役割

(4) 地域への貢献

障害福祉サービス事業者の社会福祉施設としての公共性を鑑みると、施設が無事であることを前提に、施設がもつ機能を活かして、**危機発生時に地域へ貢献することが重要な役割。**

障害福祉サービス事業所における 業務継続計画（BCP）策定・運用のポイント

- (1) 正確な情報共有と体制の構築
- (2) 「事前の対策」と「被災時の対策」（自然災害）
- (3) 職員の確保（応援）体制の検討（感染症）
- (4) 業務の優先順位の整理
- (5) 普段からの周知・研修、訓練

業務継続計画（BCP）策定・運用のポイント

（1）正確な情報共有と体制の構築

感染者（感染疑い者）発生時、または災害発生時の迅速な対応には、**平時と緊急時の情報収集・共有体制や、情報伝達フロー等の構築がポイント**。そのためには、事前に、全体の意思決定者を決めておくこと、各業務の担当者を決めておくこと（誰が、どこで、何をするか）、関係者の連絡先、連絡フローの整理などが重要。

業務継続計画（BCP）策定・運用のポイント

（２）「事前の対策」と「被災時の対策」（自然災害）

自然災害対策は、「事前の対策」と「被災時の対策」とに分けて考える。

□ 「事前の対策（今何をしておくか？）」

- 設備・機器・什器（日常的な家具や道具等）の耐震固定
- 浸水による危険性の確認（ハザードマップの把握）
- インフラ（電気・ガス・水道、通信等）が停止した場合のバックアップ

□ 「被災時の対策（どのような行動をするのか？）」

- 人命安全のルール策定と徹底
- 事業復旧に向けたルール策定と徹底
- 初動対応（利用者・職員の安否確認と安全確保、建物・設備の被害点検、職員
の参集）

業務継続計画（BCP）策定・運用のポイント

（3）職員の確保（応援）体制の検討（感染症）

新型コロナウイルス感染症では、職員が感染者や濃厚接触者となること等により職員が不足する場合がある。濃厚接触者とその他の利用者について、可能な限り担当職員を分けることが望ましいが、職員が不足した場合、こうした対応が困難となり交差感染のリスクが高まることから、適切な支援の提供だけではなく、感染対策の観点からも職員の確保は重要。

そのため、事業所内・法人内における職員確保体制の検討、関係団体等へ早めの応援依頼を行うことが重要。

業務継続計画（BCP）策定・運用のポイント

（４）業務の優先順位の整理

職員の感染状況や施設・事業所等の被災状況によっては、限られた職員・設備でサービス提供を継続する必要があることが想定される。

そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行うことを念頭に、職員の出勤状況や被災状況に応じて優先度が高い業務から優先して行っていけるように、**業務の優先順位を整理しておくことが重要。**

業務継続計画（BCP）策定・運用のポイント

（5）普段からの周知・研修、訓練

業務継続計画（BCP）は、作成するだけでは実効性があるとは言えません。

危機発生時において迅速に行動が出来るよう、**関係者に周知し、**
平時から研修、訓練（シミュレーション）を行う必要がある。

また、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことも重要。

業務継続計画（BCP）の作成義務化

- 業務継続計画（BCP）は令和3年度から3年間の経過措置期間を経て「令和6年度から作成義務化」となります。
- 令和6年度以降においては、業務継続計画（BCP）策定の有無等について監査対象となりますので、未対応の事業所等については、**本年度中（令和5年度中）に作成をしてください。**

<参考（リンク先）>

厚生労働省：障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン等

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

群馬県：障害福祉サービス事業所等におけるBCP作成について

<https://www.pref.gunma.jp/page/3011.html>

障害福祉サービス事業者に求められるBCP

準備は裏切らない

平常時にこそ準備

(BCPの策定・運用)

を進める